

掲示・保存版

令和4年5月

保護者の皆様へ

亀山市立神辺小学校
校長 伊藤 早苗

暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報発令時における処置について

のことについて、次のように取り扱いますのでお知らせします。

記

1. 始業（午前8時25分）前に暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報が発令されている場合

- ⇒児童は登校しない。（自宅待機）
テレビやラジオ等のニュースや天気予報で判断する。

- ①警報が始業（8時25分）までに解除されたとき
⇒平常授業をする。→給食あり
- ②警報が午前11時までに解除されたとき
⇒午後登校し、午後の授業をする。→給食なし
- ③警報が午前11時になっても解除されないとき
⇒当日の授業は中止。（臨時休校）

2. 登校途上において暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報が発令された場合

- ⇒メール配信でお知らせする。地区委員さんと連絡をとり、速やかに帰宅させます。

3. 始業後に暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報が発令された場合

- ①原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童を帰宅させます。
この場合、状況に応じ保護者や地区委員等と連絡を取り、安全に気をつけ集団で下校させます。
- ②ただし、安全に下校させることが困難と予想されるときは、一時学校に待機させ安全を確認した後、帰宅させます。
- ③状況により、保護者の方にお子さんを迎えていただく場合もあります。

【注】

- (1)警報・注意報は、市町ごとに発表されます。津地方気象台のホームページで確認してください。
- (2)警報が発令されていなくても危険が予想される場合は、事故のないよう適切な対応をしてください。
- (3)被災等（例：山崩れ・道路や橋の冠水・決壊など）で登校の危険や支障のあるときは、自宅待機させ、その旨を学校へ連絡してください。
- (4)メール配信等で連絡させていただく場合があります。